	精華町	木津川市	京田辺市	城陽市	宇治市
開所時間 (平日)	放課後~18:00	放課後~17:00	放課後~18:30	放課後~19:00	放課後~18:30
利用料	5,000円	6,000円 在籍2人目以降は半額	6,700円 在籍2人目以降は半額	7,600円	0円〜8,900円の10区分 在籍2人目以降は半額
延長の時間	18:00~19:00	18:00~19:00	延長なし	延長なし	延長なし
延長料金	2,000円	100円/30分	_	_	_
利用料減免規定 (減免後の金額)	なし	・生活保護世帯:0円 ・保護者が災害又は疾病 により負担能力を失った と認められる場合:半額 ・ひとり親家庭等であ り、かつ、市町村民税非 課税世帯:半額 ・第2子以降:半額	・生保:0円 ・市民税非課税世帯: 1,200円 ・所得税非課税世帯: 3,700円 ・所得税が5万円未満の 世帯:5,200円 ・所得税が10万円未満の 世帯:6,200円	・父子・母子家庭 生活 保護世帯:0円 ・前年度分市町村民税非 課税世帯:0円 ・前年分所得税非課税世 帯:2,000円 ・前年分所得税額3万円 ・前年分所得税額3万円 未満世帯:4,000円 ・同一世帯で2人以上入 所の第2子以降:3,800 円	・生活保護法による被保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯のうち母子家庭・父子家庭の世帯、その他これに準じると認められる世帯について第一人の日子としている。